

○富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例

平成22年12月17日

富士宮市条例第105号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例（平成2年富士宮市条例第21号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 自然環境の保全及び育成に関する施策

第1節 希少野生動植物の保護等（第7条—第15条）

第2節 樹木等の保存指定（第16条）

第3節 地下水採取の届出（第17条）

第4節 助成（第18条）

第5節 自然監視員等の設置（第19条・第20条）

第3章 自然環境保全審議会（第21条—第28条）

第4章 雑則（第29条）

第5章 罰則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、富士宮市環境基本条例（平成15年富士宮市条例第31号）第3条に定める基本理念にのっとり、自然環境の保全及び育成に関し必要な事項を定め、広く市民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の市民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、本市に生息し、又は生育する野生の動植物（卵、種子等を含む。）の種であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) その種の個体の重要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があるもの

2 この条例において「特定希少野生動植物」とは、希少野生動植物のうち特に保護する必要があると認められる種（絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第2項又は静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第8条第1項の規定により指定された希少野生動植物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第29条第1項又は富士宮市文化財保護条例（昭和57年富士宮市条例第18号）第32条第1項の規定により指定された天然記念物を除く。）として第7条第1項の規定により指定されたものをいう。

3 この条例において「自然環境保全地区」とは、特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその特定希少野生動植物の保護のため重要と認めるもの（絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律第36条第1項又は静岡県希少野生動植物保護条例第21条第1項の規定により指定された生息地等保護区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項又は静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第10条第1項の規定により指定された自然環境保全地域を除く。）として第9条第1項の規定により指定されたものをいう。

（自然の調査及び研究）

第3条 市長は、自然環境の実態の把握及び解明を図るため、その調査及び研究を行うものとする。

（自然環境の保全の協定）

第4条 市長は、良好な自然環境を保全するため、特に必要と認めるときは、土地利用事業を行おうとする者との間に自然環境の破壊防止、植生の保護、緑地の造成、施工監理その他必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

（緑化）

第5条 市長は、良好な自然環境を育成するため、道路、公園、河川、学校その他の公共施設について自然植生に配慮した緑化の推進に努めるものとする。

2 市民は、市長が行う良好な自然環境を育成するための緑化推進事業に協力するとともに、自ら居住地又は事業所等の緑化に努めるものとする。

（財産権等の尊重及び公益との調整）

第6条 市長は、この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重すると

ともに、公益との調整に留意しなければならない。

第2章 自然環境の保全及び育成に関する施策

第1節 希少野生動植物の保護等

(特定希少野生動植物の指定)

第7条 特定希少野生動植物は、市長が、あらかじめ、富士宮市自然環境保全審議会の意見を聴いて指定する。

2 市長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 市長は、特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第3項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第5項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(捕獲等の禁止)

第8条 特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 教育及び学術研究のために捕獲等をする場合

(2) 前号に掲げる場合を除くほか、規則で定める場合

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

3 市長は、特定希少野生動植物の保護のために必要な限度において、第1項ただし書の許可に条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による申請の結果について、当該申請をした者に書面をもって通知しなければならない。

(自然環境保全地区の指定)

第9条 自然環境保全地区は、市長が、あらかじめ、富士宮市自然環境保全審議会の意見を聴いて指定する。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域及び指

定に係る特定希少野生動植物を定めるものとする。

- 3 市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び指定に係る特定希少野生動植物の案（次項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供さなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係者は、同項に規定する期間が経過するまでの間に、市長に指定案についての意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項に規定する意見書の内容を尊重するよう努めなければならない。
- 6 市長は、指定をしたときは、その旨並びに自然環境保全地区の名称、指定の区域及び指定に係る特定希少野生動植物を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 市長は、自然環境保全地区に係る特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 9 第1項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第6項中「その旨並びに自然環境保全地区の名称、指定の区域及び指定に係る特定希少野生動植物」とあるのは「その旨及び解除に係る自然環境保全地区の名称及び指定の区域」と、第7項中「前項の規定による告示」とあるのは「第9項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

（自然環境保全地区における行為の制限）

第10条 自然環境保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合には、この限りでない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転する行為
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓する行為
- (5) 河川、湖沼又は池の水位又は水量に増減を及ぼす行為
- (6) 木竹の伐採をする行為

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をし

なければならない。

- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為で、自然環境の保全に支障を及ぼすと認めるものについては、同項の許可をしてはならない。
- 4 市長は、自然環境保全地区の自然環境を保全するために必要な限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 市長は、第2項の規定による申請の結果について、当該申請をした者に書面をもって通知しなければならない。
- 6 国又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、国又は地方公共団体は、当該行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
- 7 自然環境保全地区において、非常災害のため必要な応急措置として第1項各号のいずれかに定める行為をした者は、その行為をした日から1月以内に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 8 国又は地方公共団体は、前項の規定による届出を要する行為をしたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により、市長にその旨を通知しなければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 保全事業（自然環境の保全のための施設整備に関する事業をいう。）の執行として行う行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがない行為
(許可の取消し)

第11条 市長は、第8条第1項ただし書又は前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令等)

第12条 市長は、次に掲げる者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定め、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 第8条第1項ただし書の許可を受けず、又は第11条の規定により同項ただし書の許可を取り消されたにもかかわらず、特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者

(2) 第10条第1項の許可を受けず、又は第11条の規定により同項の許可を取り消されたにもかかわらず、同項各号に掲げる行為を行った者

(3) 第8条第3項又は第10条第4項の規定により許可に付された条件に違反する行為を行った者

2 市長は、前項の規定により中止命令等をしようとするときは、富士宮市自然環境保全審議会の意見を聴くものとする。

(報告、検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第8条第1項ただし書又は第10条第1項の許可を受けた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該行為に係る区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入らせ、その者がした当該行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が自然環境に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第8条第1項ただし書又は第10条第1項の規定による許可を受けた者は、第2項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(実地調査)

第14条 市長は、特定希少野生動植物又は自然環境保全地区の指定等に関し必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入り又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。

(自然環境保全活動団体の承認)

第15条 市長は、市内において特定希少野生動植物を保護するための活動を継続して実施する団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを、自然環境保全活動団体

として承認することができる。

(1) 営利を目的としないものであること。

(2) 他の組織に支配されず、独立して組織を運営していること。

2 前項の規定による承認を受けようとする団体は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により自然環境保全活動団体の承認をしようとするときは、必要に応じ富士宮市自然環境保全審議会の意見を聴くことができる。

4 自然環境保全活動団体の承認は、3年ごとに更新するものとする。

5 市長は、自然環境保全活動団体を承認したときは承認通知書を交付し、承認しないときはその旨を通知するものとする。

第2節 樹木等の保存指定

(樹木等の保存指定)

第16条 市長は、自然環境の保全のため必要と認めるときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる物（以下「保存指定対象物」という。）について、当該各号の保存指定をすることができる。

(1) 樹木 保存樹

(2) 樹木の集団 保存樹林

(3) 湧水池 保存湧水池

2 前項の規定は、保存指定対象物が次の各号のいずれかに該当するとき（前項第3号の保存指定対象物にあっては、第2号に限る。）は、適用しない。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林

(2) 文化財保護法第109条第1項、静岡県文化財保護条例第29条第1項又は富士宮市文化財保護条例第32条第1項の規定により指定された天然記念物

3 市長は、第1項の規定により保存指定をしようとするときは、あらかじめ当該保存指定をしようとする物件の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

4 市長は、保存指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該保存指定された物件の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

5 所有者等は、保存指定された物件について必要な保護に努めなければならない。

6 所有者等は、保存指定された物件が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 滅失したとき。
- (2) 枯死又は枯渇したとき。
- (3) 非常時の応急措置として伐採又は取り壊したとき。
- (4) 著しい変化を生じたとき。
- (5) 所有者等を変更したとき。

7 市長は、保存指定をした物件が第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は保存指定された物件の滅失等により保存指定の理由が消滅したときは、保存指定を解除しなければならない。

8 市長は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、保存指定を解除することができる。

9 市長は、前2項の規定により保存指定を解除するときは、規則で定めるところにより、所有者等に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

第3節 地下水採取の届出

(地下水採取の届出)

第17条 地下水を採取する目的で揚水設備（動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。以下同じ。）を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が3平方センチメートル以上のものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、工事に着手しようとする日前30日までに、市長に対してその揚水設備に係る地下水の計画採取量その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）の規定に該当する揚水設備及び規則で定める揚水設備の設置については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、届出事項に変更があったときは、その変更があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届けなければならない。

3 市長は、前2項の届出をした者に対し、地下水の保全上必要があると認めるときは、当該揚水設備の設置について計画の変更その他地下水の採取に関して必要な指導を行うことができる。

4 市長は、第1項の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者があるときは、その事実を公表することができる。

第4節 助成

(助成)

第18条 市長は、第15条第1項の規定により承認を受けた自然環境保全活動団体及び第16条第5項の規定により保存指定された物件の保護に努める所有者等に対し、助成措置を講ずることができる。

第5節 自然監視員等の設置

(自然監視員の設置)

第19条 市長は、良好な自然環境を保全するため、自然監視員を置くことができる。

(水源保全監視員の設置)

第20条 市長は、良好な水源を保全するため、水源保全監視員を置くことができる。

第3章 自然環境保全審議会

(自然環境保全審議会の設置)

第21条 自然環境の保全及び育成に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査、審議するため、富士宮市自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の構成)

第22条 審議会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 行政機関の職員

(委員の任期等)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号の委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員の再任は、妨げない。

(臨時委員)

第24条 市長は、審議会に特別な事項を調査、審議させる必要があるときは、臨時委員を委嘱することができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別な事項の調査、審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係る臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第27条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償並びにそれらの支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年富士宮市条例第12号）中専門委員の規定を準用する。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境部花と緑と水の課において処理する。

(一部改正〔平成25年条例12号〕)

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第1項又は第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 第13条第1項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第13条第5項又は第14条第4項の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の富士宮市自然環境の保

全及び育成に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定に基づく富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則（平成2年富士宮市規則第22号）第2条の規定によりなされた樹木等の保存指定は、施行日に第16条の規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第7条第1項又は第2項の規定によりなされた届出は、施行日に第17条第1項又は第2項の規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に旧条例第9条第2項の規定により富士宮市自然環境保全審議会の委員として委嘱された者であって、施行日の前日において現に富士宮市自然環境保全審議会の委員であるものは、施行日に第22条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされた委員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、平成25年2月2日までとする。

附 則（平成25年3月7日条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。